

5B-4

10 年少労働業務資料

昭和 36 年 1 月

年少労働者福祉員関係通達集

労働省婦人少年局

は し が き

本通達集は昭和53年5月、年少労働者福祉員制度の実施以来、現在に至るまでの、本制度の運用に関する通達、疑義回答例を集録したもので、すでに死文化した条項や内容のものを整理し、部内資料として執務の参考に便宜をはかったものである。

昭和56年1月

労働省婦人少年局

目 次

I 通 達	1 頁
1. 婦発第139号(昭和33. 5. 10)	3
「中小企業における年少労働者の福祉の増進について」	
2. 婦発第139号の2(昭和33. 5. 10)	6
「中小企業における年少労働者の福祉の増進について」	
(年少労働者の福祉増進実施要領)	
3. 婦発第251号(昭和33. 7. 29)	9
「中小企業における年少労働者の福祉増進について」	
(状況報告)	
4. 婦発第358号(昭和33. 11. 21)	10
「年少労働者の余暇生活の善用指導について」	
5. 婦発第393号(昭和33. 12. 23)	13
「中小企業における年少労働者の福祉増進実施状況報告について」	
⑥ 年少労働課長内翰(昭和34. 4. 28)	14
「年少労働者の福祉増進について」	
(年少労働者福祉増進連絡協議会、福祉員と協働員との関係等)	
7. 婦発第265号(昭和34. 7. 30)	17
「年少労働者福祉員奨励状の交付について」	
8. 年労発第24号(昭和34. 8. 15)	18
「年少労働者福祉員の進達について」	
9. 婦発第304号(昭和34. 9. 21)	20
「年少労働者福祉員活動モデル地区設定計画の実施について」	
10. 年労発第41号(昭和34. 11. 16)	24
「年少労働者福祉員進達後の氏名訂正について」	

1.1. 婦発第109号(昭和35. 5. 16)	24頁
「昭和35年度における年少労働者福祉員制度推進の方針について」	
1.2. 婦発第275号(昭和35. 6. 11)	26
「年少労働者の福祉増進実施状況報告について」	
1.3. 婦発第350号(昭和35. 7. 21)	27
「年少労働者福祉員活動打合せ会の開催について」	
1.4. 年労発第31号(昭和35. 12. 20)	29
「年少労働者福祉員について」 (福祉員設置対象団体、福祉員設置数等)	
1.5. 年労発第31号の2(昭和35. 12. 20)	30
「年少労働者福祉員活動モデル地区活動状況報告について」	
II 疑義回答例	31
1. 福祉員のみをもつて福祉増進連絡協議会を構成することの可否	32
2. 市会議員等の議席を有する者の福祉員としての適格	32
3. 県中小企業団体中央会における福祉員	34
4. 都市、府県単位の団体の福祉員	34
5. 福祉員設置の対象団体について	34
6. 福祉員の辞退について	39
III 報告様式	41
1. 年少労働者福祉増進実施状況報告	42
2. 年少労働者福祉員進達書	45
3. 年少労働者福祉員辞退報告書	46
4. 年少労働者福祉員奨励状	47
5. モデル地区事業計画報告	48
6. モデル地区福祉実施状況報告	49

I 通 達

各 婦 人 少 年 室 長 殿

労 働 省 婦 人 少 年 局 長

中 小 企 業 に お け る 年 少 労 働 者 の 福 祉 の 増 進 に つ い て

中小企業においては、大企業に比較して労働条件及び労働環境が劣り、しかも福祉厚生施設が貧困な実情にあつて、中小企業における年少労働者の健全な成育を阻んでいる要因が少なくないので、積極的な施策を講じ、これが福祉の増進を図ることが緊要である。

近時、中小企業においては、労働基準監督機関の指導の下に週休制の実施、給与制度の確立等の労働条件の改善を図るとともに、職業安定機関を通じて集団求人方式が採用され、更に教養、福利厚生等の福祉の改善機運が漸次醸成されつつある現状に鑑みて、別紙「年少労働者の福祉増進実施要領」に基き、中小企業協同組合その他の中小企業団体を対象として、その所在する地域の関係行政機関・関係民間団体等が協力援助し、その福祉活動を助長育成して、中小企業における年少労働者の福祉の増進を図ることとしたので、左記事項に留意のうえ、積極的に指導に努められたい。

記

一、 実施対象の中小企業団体

実施の対象とする中小企業団体は、実施要領に掲げるものとするが、これが選定にあたつては、これらのうちから、週休制等を実施している中小企業団体で地域的に密集しているものを選定すること。

二、 年少労働者の福祉増進を促進するための懇談会の開催

(一) 懇談会は、前記の中小企業団体を選定した場合、例えば、週休制の実施によつて余暇の善用を図ること等年少労働者の福祉を増進する必要があるので、これが機運を醸成する目的をもつて、随時開催して行くものであること。

(二) 懇談会を開催する方法は、必ずしも地域ごとに開催するというのではなく、要すれば、該当の数地域について1箇所において開催するとか、又は、地方公共団体の行政区域単位、労働行政機関等の管轄区域単位に開催しても差支えないこと。

(三) 懇談会の開催を計画するにあつては、都道府県関係行政機関並びに都道府県労働基準局に対し事前に打合協議を行い諒解を得ておくこと。

(四) 懇談会に参加させる者は、具体的には次の如きものとするが、婦人少年室長が必要と認める場合は、地方青少年問題協議会等の関係行政機関及び婦人団体等の関係団体並びに関係者をも参加させること。

1. 労働基準監督署、公共職業安定所（同出張所）及び労政事務所の長
2. 市、区、町等の商工指導関係担当課、商工指導所等の商工指導機関の長
3. 市、町等の商工会議所その他の商工指導団体の代表者
4. 中小企業協同組合、間屋連盟、商店連合会等の中小企業団体の代表者
5. 当該地域の事業主で、中小企業団体の役員であると否とを問わず、年少労働者の福祉に深い関心と理解を持つ者

なお、当該地域に大企業がある場合は、その事業主を加えることが望ましい

6. 中小企業の従業員で労働組合を結成している場合は、その代表者、労働組合を結成していない場合は、従業員の中で適当と認められる者
- なお、当該地域に大企業がある場合は、その労働組合の代表者を加えることが望ましい

(五) 労働基準監督機関が、中小企業における労働条件の改善のため、同地域において、例えば、週休制実施促進懇談会を開催する等の場合は、地方の実情に即応して懇談会を共催の形で行うことも差支えないこと。

三、年少労働者福祉増進連絡協議会の設置

(一) 本連絡協議会は、当該地域において、自主的に中小企業団体が福祉活動を行つている場合、又は前記の懇談会等において、福祉増進の機運が

醸成された場合は、婦人少年室長は、当該地域における婦人少年室協助員の協力を得て関係者に対して連絡協議会を設置するよう勧奨し、設置を図るものとする。

(二) 連絡協議会の協議事項については、必ずしも全般的に年少労働者の福祉を採り上げる必要はなく、当面最も必要とする問題、例えば年少労働者の余暇の善用の具体的な実施内容、実施方法等について協議するものであつて、構成員が必要に応じ、関係行政関、関係団体又は関係方面と連絡をとりつつ積極的にその実現を図るべきであること。

(三) 婦人少年室協助員は、連絡協議会の１員としてこれに積極的に参加協力するものであるが、同時に会議の開催その他の事務を担当すること。

四、年少労働者福祉員の設置

婦人少年室長は、中小企業団体の中から年少労働者の福祉について、深い関心と理解を持ち、実行力に富む者を、当該団体に、年少労働者福祉員としておくことを極力勧奨し、おかれた場合は、その者の氏名、当該団体における役職名等を報告すること。

五、年少労働者福祉員の業務

年少労働者福祉員の業務については、実施要領に掲げるもののうち、とりあえず、その地域において最も必要とし、且つ、実施可能な事項から漸次実施することが望ましいこと。

なお、各項目についての行政指導に関しては、逐次指示するものであること。

おつて、来る６月開催予定の全国婦人少年室長会議において、本実施要領の具体的事項を指示する予定であること。

婦 発 第 139 号の2

昭和33年5月10日

各 婦 人 少 年 室 長
各 都 府 県 労 働 基 準 局 長 殿
各 都 道 府 県 知 事

労 働 省 婦 人 少 年 局 長
労 働 省 労 働 基 準 局 長
労 働 省 職 業 安 定 局 長

中 小 企 業 に お け る 年 少 労 働 者 の 福 祉 の 増 進 に つ い て

中小企業においては、大企業に比較して労働条件及び労働環境が劣り、しかも福利厚生施設が貧困な実情にあり、中小企業における年少労働者の健全な育成を阻んでいる要因が少くないので、積極的な施策を講じ、これが福祉の増進を図ることが緊要である。

近時、中小企業においては、労働基準監督機関の指導の下に週休制の実施、給与制度の確立等労働条件の改善を図るとともに、職業安定機関を通じて集団求人方式が採用され、更に教養、福利厚生等の福祉の改善機運が漸次醸成されつつある現状に鑑みて、別紙「年少労働者の福祉増進実施要領」に基き、中小企業協同組合その他の中小企業団体を対象として、その福祉活動を助長育成して中小企業における年少労働者の福祉の増進を図ることとしたので、これが実効があがるよう格段の協力を願いたい。

なお、貴管下関係諸機関に対してこの旨を伝達されるとともに、関係諸団体の協力が得られるよう取り計らわたい。

年少労働者の福祉増進実施要領 (昭和33年5月10日 労働省婦人少年局)

一、趣 旨

中小企業における年少労働者については、労働条件、労働環境の低位性に

加えて福祉施設の貧困な現況に鑑み、これが福祉の増進を図るための段階的な実施方策として、中小企業協同組合その他の中小企業団体（以下「中小企業団体」という。）において、自主的に年少労働者の福祉の改善向上が漸次行われているので、先ず、これを助長育成して、地域的に、中小企業に働く年少労働者の福祉の増進を図るものとする。

二、実施対象の中小企業団体

本要領において、実施の対象とする中小企業団体は、当分の間、次に掲げるものとする。

1. 都市地域における間屋連盟、商店連合会等の中小企業団体
2. 中小企業協同組合で、生産地において地域的に同業種の企業の密集しているもの

三、年少労働者の福祉増進を促進するための懇談会の開催

婦人少年室長は、中小企業に働く年少労働者の福祉増進の機運を醸成するため、前項の中小企業団体の所在する地域において、婦人少年室協助員の協力を得て、懇談会を随時開催するものとする。

懇談会には、労働基準監督署、公共職業安定所等の労働行政機関、商工指導機関、商工指導団体の代表者、中小企業団体の代表者、当該地域の事業主の代表者（大企業の代表者を含む。）、労働者の代表者（大企業の労働組合の代表者を含む。）その他必要と認める者を参加させるものとする。

四、年少労働者福祉増進連絡協議会の設置

婦人少年室長は、年少労働者の福祉増進の機運が醸成された場合は、当該地域における年少労働者の福祉を促進するについて、その具体的な実施内容、実施方法等について協議するため、年少労働者福祉増進連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の設置を勧奨するものとする。

連絡協議会の主たる構成は、概ね次に掲げるものとする。

1. 婦人少年室協助員
2. 事業主の代表者（大企業の代表者を含む。）
3. 労働者の代表者（大企業の労働組合の代表者を含む。）
4. 商工指導団体の代表者

5. 中小企業団体の代表者
6. 教育関係者
7. 婦人団体の代表者
8. 事業主の主婦の代表者

五、年少労働者福祉員の設置

婦人少年室長は、中小企業団体の中から年少労働者の福祉について、深い関心と理解を持ち実行力に富む者を、当該団体における年少労働者福祉員としておくことを勧奨するものとする。

六、年少労働者福祉員の業務

年少労働者福祉員は、年少労働者に関する次の事項について、中小企業の当該団体に加入している事業主に対して協力援助するものとし、且つ、前項の連絡協議会に参加するものとする。

1. 余暇善用に関すること
2. 保健衛生に関すること
3. 生活相談に関すること
4. 一般教養及び教育に関すること
5. 労働条件、労働環境及び職場における人間関係に関すること
6. その他年少労働者の福祉に関すること

七、年少労働者福祉員に対する協力援助

婦人少年室長及び婦人少年室協助力員は、年少労働者福祉員の行う業務について協力援助するものとする。

各 婦 人 少 年 室 長 殿

労 働 省 婦 人 少 年 局 長

中 小 企 業 に お け る 年 少 労 働 者 の 福 祉 の 増 進 に つ い て

標記の実施方策については、先に本年5月10日付をもつて通達したところであるが、更に左記事項に留意のうえ、その推進に努められたい。

記

一、実施対象の中小企業団体の選定、懇談会の開催、年少労働者福祉増進連絡協議会の設置、年少労働者福祉員の設置等、年少労働者の福祉増進の諸措置を推進するにあつては、労働基準監督機関と常時緊密な提携のもとにその協力援助を受け、婦人少年室の機能を生かしながら堅実に実施するよう特に留意すること。

なお、集団求人を行つた中小企業団体で地域的に企業の密集しているものについては、住込の年少労働者が多く、実施対象として適当と認められる場合もあるので、職業安定機関とも緊密に連絡すること。

(一) 年少労働者の福祉増進を促進するための懇談会及び年少労働者福祉増進連絡協議会の開催状況、年少労働者福祉員の活動状況等については、それぞれ次の事項について、各4半期毎に翌月15日までに報告すること。

1. 年少労働者の福祉増進を促進するための懇談会について
開催月日、開催地域、出席者、懇談内容その他必要な事項
2. 年少労働者福祉増進連絡協議会について
開催月日、出席者、協議内容その他必要な事項
3. 年少労働者福祉員の活動状況について
実施要領の第6項に掲げた各事項別の具体的実施事項
4. その他年少労働者の福祉増進に関すること。

[(三) 以下省略]

昭和 33 年 11 月 21 日

各 婦 人 少 年 室 長 殿

労 働 省 婦 人 少 年 局 長

年少労働者の余暇生活の善用指導について

全産業における年少労働者の健全なる育成を図るためには、労働条件等の向上確保の措置に併わせて、常時、余暇生活の有効かつ適切な助長指導を要するものであるが、特に最近の商店街等の中小企業団体における週休制の実施促進に伴い、これによつて生ずる労働の余暇の善用指導が当面の急務とされるので、左記事項留意のうえ、これが積極的推進を図られたい。

なお、余暇生活の善用指導については、労働基準局においても、「週休制の推進及びこれに伴う余暇善用の指導について」都道府県労働基準局長あて通達しているところであり、相互に協力して標記業務の実効を期されたい。

記

一 指導目標

週休制の実施、退職金制度の制定、その他中小企業に働く労働者の福祉活動が進展している現状に鑑み、これに併わせて、年少労働者の余暇生活を改善、向上し、もつて年少労働者の福祉の向上と健全なる育成に資するため、次に掲げる指導目的によつて、余暇生活の善用についての援助指導を円滑、かつ有効に実施し、中小企業団体の行う、余暇善用についての自主的活動を積極的に助長促進するものとする。

1. 年少労働者の余暇生活の健全性を確保するため、教養、娯楽、休養及びレクリエーションの機会を与え、人格の育成と不良化の防止を図ること。
2. 年少労働者の余暇の善用を容易にするため、職場内外における人間関係の改善及び労務管理の改善等を図り、余暇生活の合理化と勤労意欲の高揚に資すること。

二 年少労働者福祉員制度の運用指導

年少労働者福祉員の行なう余暇善用活動を指導援助するにあたっては、次に示すところによつて、中小企業団体内部における年少労働者の余暇善用体制確立の促進に努めること。

1. 余暇生活の善用指導のための各種の企画が、特定の年少労働者の利用に偏しないため、年少労働者数、性傾向程度、従来の休日の利用状況、労働時間との関連等を把握し、また年少労働者の意見、希望を反映する等によつて、実情に即した実施運営を図ること。
2. 年少労働者福祉員の行う余暇善用活動は、特定の年少労働者を対象とするものでなく、中小企業団体における年少労働者総員を対象とするものであるから、教養、娯楽、各種レクリエーション等の実施にあたっては、組織的、計画的な運用を図られるよう指導すること。
3. 余暇の善用を促進するためには、休日及び終業後の時間の自由な利用が前提であり、特に住込年少労働者については、事業主及び事業主の家族等の理解と協力を要するものであるから、これら事業経営者側に対する啓発、並びに人間関係の改善等の指導を推進すること。
4. 年少労働者の余暇生活の健全性を確保するため、年少労働者の生活規律、余暇利用状況等に関する生活指導、及び年少労働者の家族生活、その他の私生活に関する生活相談を実施すること。

なお、年少労働者福祉員の設置は、週休制、退職金制度、その他の従業員福祉に関する措置が講ぜられ、又はその機運にある等の中小企業団体であつて、年少労働者福祉員の設置によつて、実質的な活動が期待し得られるものであることが望ましいが、これが設置促進の現段階においては、中小企業団体における役職員等で、従業員福祉業務を担当実施している者であつても差支えなく、事後における漸次段階的な福祉員選定の改善指導によつて、その実効を期するよう留意すること。

また、年少労働者福祉員の設置をみない中小企業団体に対しては、年少労働者福祉増進懇談会、あるいは、年少労働者福祉増進連絡協議会等を通じて余暇善用の啓発、並びに指導促進に努めること。

三 施設等の利用促進

年少労働者の余暇生活の善用のため必要とする会場、運動場等の施設については、学校、公民館、体育館等の公共施設の無償利用、あるいは図書館、映画館等の有料施設の割引利用を促進することとし、また、大企業の従業員福祉厚生施設についても、年少労働者福祉増進連絡協議会等を通じて、当該事業主の理解と協力を得て、これが利用開放の万途を講ずること。

また、教養、娯楽、レクリエーション、その他多数の年少労働者が集団的に行なう余暇善用活動の実施にあたって、指導者、相談担当者等を要するものについては、地域における体育指導員、青少年委員等の地域活動家、学校教師、その他の指導適任者の協力援助を促進すること。

以上の物的、人的施設の円滑なる利用促進を図るため、地域における施設及び指導適任者の状況を把握し、年少労働者福祉増進懇談会ないし年少労働者福祉増進連絡協議会等を通じて、施設等の管理担当機関、関係団体、及び管理責任者ないし指導適任者と協議折衝して、年少労働者福祉員ないし中小企業団体の行なう年少労働者の余暇善用活動が、効果的に促進されるよう地域の協力体制の確立を図ること。

四 関係行政機関等との協力

年少労働者福祉増進実施要領、並びにこの通達に基づき、中小企業団体の自主的活動による年少労働者の余暇の善用を援助指導するにあたっては、労働基準局及び労働基準監督署、都道府県及び市町村の労働主管部局、教育委員会、青少年問題協議会並びに商工会議所、中小企業協同組合中央会、商店連合会等の関係行政機関、関係団体と連絡協議のうえ、相互に連けいを保持して有効かつ適切な指導業務の進展に努めること。また、余暇善用指導のため重要な事項の計画及び実施運営にあたっては、とくに都道府県労働基準局及び労働主管部局と充分協議して行うこと。

婦 発 第 3 9 3 号

昭和33年12月23日

各 婦 人 少 年 室 長 殿

勞 働 少 婦 人 少 年 局 長

中小企業における年少労働者の福祉増進実施 状況報告について（通達）

標記報告については、昭和33年7月29日付婦発第251号により通達したところですが、報告内容に不統一や遺漏が見受けられるので、今回、別紙の通り報告様式を定めました。記載例参照のうえ誤りのないように記入してください、

なお、地方事情により早急に活動しにくい場合もあることと思われるので、具体的活動をみなかつた府県においては、その実状、見通し等を附記し該当なき旨を期日までに報告して下さい。

（報告様式省略）

年少労働者の福祉増進について（課長内翰）

週休制の推進並びに年少労働者の福祉増進の実施促進については、関係既通達（注）に基く労働基準監督機関、婦人少年室の努力により着々とその成果を収めているところですが、週休制の目覚しい拡大と共に、現在、中小企業の労働福祉問題は、各方面、各機関においてもこれに着目し、自主的活動と併行し、それぞれ指導援助がなされている状況にあります。

したがって、この気運をさらに助長し、これが実施を推進するにあたっては、別添の諸事項に留意され、室は労働基準監督機関と表裏一体の体制を確立し、適切な運営により実効を収めるよう万全を期して下さい。

なお、本内翰については、労働基準局監督課とも合議済みであり、追って、監督課長名をもつて、各基準局長あて内翰が出される予定です。

(注)	1	昭和 33 年	5 月 10 日付	婦発第 139 号
	2	"	7 月 29 日付	婦発第 251 号
	3	"	11 月 21 日付	婦発第 358 号
	4	"	10 月 24 日付	基発第 663 号

昭和 34 年 4 月 28 日

労働省婦人少年局年少労働課長

査 野 番

各婦人少年室長殿

(別 添)

一 年少労働者福祉増進連絡協議会について

1. 「年少労働者の福祉増進実施要領」による本協議会は、設置された年少労働者福祉員の活動に具体的に助言し、或いは、これが実施上の便宜を供与し、福祉員活動が円滑に実効を上げ得るよう援助を行うことが、本来の使命であり、さらに広い観点から、福祉員の活動に関する問題点を指摘する等の機能をも發揮するためのものである。

したがって、協議会は、中小企業の密集する地域ごとに設置されることが望ましいが、これが設置については、地方事情に照して判断し、原則として同時に併設しなければならないという考えに、必ずしも、こうでいる必要はない。

2. 現在、週休制の促進または、福祉推進の意図のもとに組織されている既存の類似のものには、
 - 労働基準監督機関の指導によるもの
 - 地方行政機関によるもの
 - 業者団体によるもの
 等三様のものがみられ、それぞれ名称も異り、対象、地域の種類も、県単位、市町単位、小地域等のごとく多様である。これら既存の組織については、必要に

応じて婦人少年室は、これらの組織のメンバーとなるか、または緊密な連携をとり右要領の意図する方針や方法が活動の中にとり入れられるよう資料等を提供し積極的な働きかけをされたいこと。

- 3 既に、本協議会並びに福祉員が設置されているところでは、福祉員の活動状況活動上の問題点を知るために、先ず協議会と福祉員との懇談会を開催するよう指導すると共に、室長は相互の活動の関連性について十分説明し、今後の抱れを解めるよう図なと。
- 4 協議会の規約等については、自主的に善処するよう指導されたいこと。

二 福祉員の設置促進について

- 1 既述の示すとおり、福祉員は、各地域の業者団体に、自主的に設置するよう勧奨するものであるから、早急な実現は困難な場合もあるが、福祉推進の気運がたかまりつつある情勢に乗って不断の働きかけが必要である。

なお、福祉活動の具体的実施については、その推進的役割をもつ福祉員の活動にまつことが最も良い方法と思われるので、前記協議会の設置に関係なくこれが促進を図ること。

- 2 そのためには、労働基準監督機関と婦人少年室とは十分なる協力体制により、県下中小都市にも広く設置されるよう努力されたいこと。
- 3 福祉員の活動が、地域に適確な効果をもたらすための援助としては、当該福祉員の担当する地域事情を十分聴取して、その活動方針、方法について共に研究し、その後も常時連絡し（地域によつては協助員を通して）活動状況を把握しておくように努められたいこと。
- 4 新しい試みとしての福祉員活動は、福祉員相互の連絡、情報の交換の必要も十分考えられるので、時期をみて福祉員の連絡体制をもつよう指導することが望ましい。

三 福祉員と協助員との関係について

- 1 福祉員活動と協助員活動を混同している向きがあり、また、福祉増進活動についての協助員の参加協力は必ずしも十分ではない。室長は、この点について両者の性格を明確に判断し、協助員への必要な指示、指導に留意されたいこと。
- 2 福祉員は、その所属する団体内部にあつて、傘下の年少労働者の福祉を

進める立場にあるものであり、協助員は、室長の方針、指示のもとにその事務を援助するものである。

したがって、協助員は、その担当区域内の各地域に設置される福祉増進連絡協議会または福祉員の活動に対し、助言、援助する立場にあるので、室の体制からみても、これら双方の連けいは極めて重大な意味をもつものである。

四 福祉員活動手引の活用について

1. 福祉員活動の手引は、問題別に作成する予定であるが、余暇指導に関するものを近日送付する。
2. この手引は、現在設置されている福祉員に配布すると同時に、労働基準監督機関もこれを十分に利用し、福祉員設置促進並びに活動援助のために活用するよう配慮されたいこと。
3. 現在、設置されている福祉員の所属団体における地位は、大体上層幹部級が多く、その経験等を推察するに、あまり詳細にわたる如き手引は不適當ともみられるが、新しい問題としての福祉を取り扱う上から、一応の活動方法を取り出し作成した。

したがって、これを参考として、福祉員の経験や地域事情によつて、地域に則した生かし方がなされるべきものである。

婦 発 第 2 6 5 号

昭和34年7月30日

各 婦 人 少 年 室 長 殿

労 働 省 婦 人 少 年 局 長

年少労働者福祉員奨励状の交付について

中小企業における年少労働者福祉の設置については、昭和33年5月10日付婦発第139号ならび同年7月29日付婦発第251号をもつて通達したところであるが、今年年少労働者福祉員に対し、別紙「年少労働者福祉員奨励状の交付について」のごとく奨励状を交付することとなつたので、下記事項留意の上、年少労働者福祉員の設置勧奨ならびに、奨励状交付の手續をすすめられたい。

記

1. 年少労働者福祉員奨励状の交付手續について

中小企業団体の奨励状交付申請（別紙2、交付の手續1）については別に様式等は定めないが、少なくとも年少労働福祉員の所属団体名、所在地、役職名、氏名、年令、住所等を記入せしめること。

2. 既設置年少労働者福祉員の取扱いについて

年少労働者の福祉増進実施要領に示したように、中小企業協同組合、その他の中小企業団体（中小企業指導団体も含む）の中から年少労働者福祉員をおくことが要請されているが、この際既設置の年少労働者福祉員については、中小企業団体（中小企業指導団体も含む）に所属しているか、否かについて再検討の上、適当と認めるものについて、労働大臣宛進達の手続きを取られたい。

なお、今後の年少労働者福祉員の設置の勧奨にあたつても、右に留意の上手續きをすすめられたい。

3. 年少労働者福祉員辞退者の取扱い

(1) 年少労働者福祉員が、その業務を辞した場合の中小企業団体よりの報告

は、別に様式を定めていないが所属団体名、所在地、役職名、氏名、年令、住所を記入せしめること。

- (2) 奨励状は、その業務の円滑な推進と積極的な熱意を得るための措置であるから辞退者からの既に交付した奨励状の返還は、必ずしも必要としない。
- (3) 別紙 3 の(9)に示す「必要ありと認めたとき」とは、たとえば、年少労働者福祉員として、その業務を逸脱した行為があつた場合とか、その業務に対し、信用を害するような言動のあつた場合等をさすので、その際、労働大臣は、年少労働者福祉員の辞退を求めることができることを明記したものである。従つて、上に該当するような事柄が生じたときは直ちに報告すること。
4. 年少労働者福祉員進達書は、前月分について、毎月15日本省に必着するように提出すること。

(別 紙)

年少労働者福祉員奨励状の交付について

1. 主 旨

中小企業に働く年少労働者の福祉の増進をはかるため、労働省婦人少年局においては、昭和33年5月10日付婦発第139号により、労働省婦人少年局長通達によつて、各婦人少年室長に指示し、その福祉活動の助長育成を図つてゐるが、同通達に基づく年少労働者福祉員は、昭和34年4月1日現在233名に達している。しかし、さらにその設置と活動を促進するため、労働大臣より別紙様式(3)により年少労働者福祉員に奨励状を交付し、福祉員制度の推進をはかるものである。

2. 交付の手続

- (1) 中小企業団体が、年少労働者福祉員を設置したときは、当該団体名をもつてその奨励状交付方につき、婦人少年室長に申請するものとする。
- (2) 中小企業団体の申請に基づき、婦人少年室長は年少労働者福祉員の奨励状交付について、別紙様式(1)に従い、各月毎にまとめて労働省婦人少年

局長を経由し、労働大臣にこれを進達するものとする。

- (3) 労働大臣は、婦人少年室長の進達に基づき様式(3)に従い、当該団体における年少労働者福祉員として奨励状を交付するものとする。

3. 年少労働者福祉員辞退者の取扱

- (1) 年少労働者福祉員がその業務を辞したときは、中小企業団体は速やかにその旨を婦人少年室長に報告するものとする。
- (2) 中小企業団体の報告に基づき、婦人少年室長は、その都度年少労働者福祉員の辞退について様式(2)に従い、労働省婦人少年局長に報告するものとする。
- (3) 労働大臣は前記1.によるのほか、必要ありと認めたときは、当該年少労働者福祉員の辞退を求めることができるものとする。

年 労 発 第 2 4 号

昭和34年8月15日

各 婦 人 少 年 室 長 へ

労働省婦人少年局年少労働課長

年少労働者福祉員の進達について

先般、2.3の婦人少年室長より提出された標記進達書によると、通達の趣旨が明解に理解されず、年少労働者福祉員として好ましくない者を進達しているむきがみられるので、年少労働者福祉員の設置については、すでに通達済みの年少労働者福祉増進関係諸通達を参照し、下記事項に留意の上、これが進達については遺憾なきを期せられたい。

記

1. 年少労働者福祉員とは「年少労働者の福祉増進実施要領」に示した通り、「中小企業団体（又は中小企業指導団体）に所属し、年少労働者の福祉につ

いて、深い関心と理解を持ち、積極的に活動できる立場にある者」が適任である。

従つて、年少労働者福祉員には、実質的な活動が要請されるので、例えば公民館長、学校長等の職にあるものは、その性格からして好ましいものではない。

なお、福祉員として選任されようとするものが中小企業団体以外の団体の役職員を兼ねている場合等は、中小企業団体以外の役職員なるが故をもつて福祉員選任の要素とすることは好ましくないのでこの場合は特に慎重に検討されたい。

2. 一つの中小企業団体における年少労働者福祉員の設置数について、特に指示していないのは、一つの団体に一人の福祉員を設置することを建前としているものである。一団体において自主的に設置する場合、数名の福祉員を設置することが適当であるとの判断から一団体内に2名以上を設置しようとする場合といえども、3人以内に限定することが望ましいのでこの範囲内で設置するよう指導されたい。単に名譽的の意味において、中小企業団体における役職員をすべて年少労働者福祉員として設置するが如きは本趣旨に反するものである。

3. 省略

婦 発 第 3 0 4 号

昭和34年9月21日

婦 人 少 年 室 長 殿

労 働 省 婦 人 少 年 局 長

年少労働者福祉員活動モデル地区設定計画の 実施について

中小企業における年少労働者福祉員の設置並びにその活動については、全国的に、次第に活発となりつつあるが、今回他道府県における福祉員活動を促進する一助として、4都府県にそれぞれモデル地区を設定し、別添標記計画にも

とつき活発な活動をはかり、その成果を全国各室に参考として提供することとしたので、左記事項に留意の上、モデル地区の設定ならびに福祉員活動の積極的推進をすゝめられたい。

なお、担当地区の婦人少年室協助員に対しては、特に緊密なる連絡を取られたい。

記

1. モデル地区の設定について

(1) 本計画によるモデル地区の設定にあつては別添「年少労働者福祉員活動モデル地区設定計画」の2の(1)～(4)にもとづき実施するが、(1)にのべる関係諸機関とは、都府県下の労働関係諸機関（地方労働基準局、県労政課、県職業安定課等）都府県教育委員会、その他の関係官公庁及び、その出先機関をさす。

(2) モデル地区の設定にあたり、衛生モデル地区、週休制実施モデル地区、その他の各種の既存モデル地区と同一地区となることも起り得るが、このような地区の重複、ならびにそれらモデル地区推進委員と、年少労働者福祉員の兼務もさしつかえない。

2. モデル地区指導方針について

中小企業団体外部に対する方針として示した別添計画の2の(2)にのべている関係諸団体とは各労働者団体、各種婦人団体、各種年少労働者グループ等をふくむが、なかでも県青少年問題協議会との連絡には特に意を用いられたい。

（別 添）

年少労働者福祉員活動モデル地区設定計画要綱

1. 趣 旨

年少労働者の福祉を増進するため、年少労働福祉員の活動を継続的に展開し、併せて、今後他道府県における年少労働者福祉員の活動を促進する一助として、東京、大阪、愛知、福岡の4都府県に、そのモデル地区を設定し、強力な指導援助を行う。

2. モデル地区の設定

- (1) モデル地区の設定にあたっては、関係諸機関、中小企業団体等の意見、週休制その他の年少労働者福祉の実施状況等考慮の上設定する。
- (2) モデル地区設定の基準は、つぎの事項によるものとする。
 - (ア) 4都府県内にそれぞれ1地区とし、モデル地区はなるべく都府県庁所在地とする。
 - (イ) 年少労働者の福祉に関し、客観的にみて、必要性且つ重要性の痛感される地区とする。
 - (ウ) 地区中小企業団体及び企業団体役員の協力態勢、並びに年少労働者福祉員の実行力を勘案すること。

地区とは、ひとつの商店会又は中小企業協同組合の組織の単位となつて
いる地区を指すが、地区によつては、一定地区内に数団体の商店会
又は中小企業団体を含む場合がある。この場合も実施可能と判断した場
合には、これを地区として設定することはさしつかえない。

3. モデル地区指導方針

- (1) 中小企業団体内部に対する指導に関しては、年少労働者福祉員を指導することにより、その効果を期するものであるが、この指導に当つては当該地区の実情を勘案し、これを行うものとする。
- (2) 中小企業団体外部に対しては、モデル地区における年少労働者福祉の計画について理解を求めると共に、対外的な交渉においては、関係諸機関、関係諸団体その他に対して計画への積極的な協力援助方を依頼し、その実施を推進するものとする。
- (3) (5) にかゝける指導項目のうち1項目につき指導を行うことを原則とする。さしあつて余暇善用に関する指導を重点的に推進するが、モデル地区の実情をあわせ考慮して、(イ)～(四)の中の1項目を選択することはさまたげない。

(4) 事業計画の樹立

- (ア) 事業計画は一定期間をくぎつて樹立し、その実施にあつては、下の諸点に留意するものとする。
 - α、地区における年少労働者の福祉を推進するため、地区婦人少年室協助

員と共に、年少労働福祉員に「モデル地区年少労働者福祉事業計画」の立案を促し、これが作成について援助する。

b、講演会、講習会等の準備を要する計画については毎月1回又は隔月に1回開催することを目指す。

c、各種スポーツ施設、娯楽施設の利用に関しては、随時自由に楽しめるように配慮し、これらの運営に関してはできるだけ事業主及び年少労働者の都合を考慮するようにする。

(4) 事業計画実施の途上において、半年前に関係者による座談会懇談会等によるほか、追って示すアンケート等の方法により意見の収集及び結果の測定を行い、計画の反省と今後の計画実施の参考とする。

(5) 指導する項目

(ア) 余暇の善用に関すること

(イ) 保健衛生に関すること

(ウ) 生活相談に関すること

(エ) 職場における人間関係に関すること

(オ) その他

4. 広報活動

(1) モデル地区の発足に当つては、地区関係者、事業主、年少労働者はもちろんのこと、地区一般市民の理解を深めると共に、発足式又はこれに類する記念の行事を開催して、モデル地区の意識高揚につとめる。

(2) 計画が進行する段階においても、たえず広報活動を行い、モデル地区における中小企業団体の誇りと、年少労働者の自覚をうながし、都府県下の他の地区へのモデル的效果を上げようと努力すること。

5. 報告

(1) モデル地区における年間計画が確立した場合は、別紙様式(1)により報告すること。

(2) モデル地区福祉実施状況は、4半期毎に、別紙様式(2)により報告するものとする。

年 勞 発 第 4 1 号

昭和34年11月16日

各 婦 人 少 年 室 長 殿

労働省婦人少年局年少労働課長

年少労働者福祉員進達後の氏名訂正について

先般 婦発第265号により指定した様式(1)により年少労働者福祉員氏名を進達した後、その氏名に誤りがあると判明し、訂正を必要とする場合は、同様式(1)を用い、左記事項に留意の上報告されたい。

記

1. 様式(1)の標題の下へ(訂正)と朱書のこと。
2. 既に奨励状が手許に送付されている場合は、それを添付すること。
3. 至急の場合、葉書、電話等で訂正依頼をした場合でも、後に必ずこの様式により報告すること。

婦 発 第 1 0 9 号

昭和35年3月16日

各 婦 人 少 年 室 長 殿

労働省婦人少年局長

昭和35年度における年少労働者福祉員制度 推進の方針について

年少労働者福祉員制度の推進については、昭和33年5月10日付通達にもとづき努力を重ねて来たところであるが、この制度に対する関係各方面の理解が次第に深められ、昨秋以来急速に年少労働者福祉員設置の気運が高まり、3月1日現在約2,300名の設置がみられるに至たり、今後においてなお一層積極

的な制度の推進がのぞまれる段階に達している。以上のような状況にかんがみ、昭和35年度においては、別紙に示す方針によりその業務の推進をはかることとしたので、その内容を熟読の上、積極的にその指導に努められたい。

昭和35年度における年少労働者福祉員制度推進の方針について

中小企業における年少労働者の福祉増進をはかる方途として、昭和33年5月策定された「年少労働者の福祉増進実施要領」にもとづき、中小企業協同組合その他の中小企業団体を対象として、年少労働者福祉員の設置を勧奨してきたところであるが、近時急速にその気運が高まり、相当数の設置をみるに至つた。

なお、今後においては本制度の積極的推進をはかるのはいうまでもないが、すでに設置をみた年少労働者福祉員については強力に援助することが必要である。従つて、35年度においては下記の方針により、これが業務の推進をはかるものとする。

1. 年少労働者福祉員の設置について

各都道府県の年少労働者福祉員の設置については、従来通り推進をはかるものとする。

しかしながら各都道府県の実情にそくして事務的能力等を勘案し、重点的に積極的に推進することが効果的であるので、上の方針により引きつゞき設置の勧奨にあたるものとする。

特に未設置又は僅少な設置県においては、原則として当面一地区（例えば室の所在地）を強力に推進するものである。

各都道府県の努力目標としては、道府県内の中小企業団体の10%とする。

2. 年少労働者福祉員への援助について

(1) 既設置の年少労働者福祉員に対しては一段と積極的な協力、援助を与えて福祉員の自主的活動を促進することが緊要であるので、主として都道府県の婦人少年室所在地に特別推進地区を設定し、これに重点的なはたらきかけを行い、関係各方面の援助と協力を集中的に行い、福祉員の活動の成

果を期するよう配意すること。

- (2) 福祉員に対する協力、援助の方法としては、おゝむね下記の事項を実施する予定であるが、婦人少年室は常時、年少労働者福祉員との連絡を密にして実情にそくした協力、援助を十分に行い、活動の具体的な成果を期することが最も緊要である。

(1) 福祉員講習会の開催

- a. モデル地区の設定されている都道府県については本省の直接指導により行うものとする。
- b. おゝむね50人以上の福祉員が設置されている府県においては室がこれにあたるものとする。
- c. その他の府県については上に準ずる講習会又は懇談会を任意に開催することができるものとする。

(2) 福祉員活動打合せの開催

室と福祉員との連絡打合せのため、全国都道府県において実施する。

(3) 広報活動の実施

一般社会と関係機関の理解と協力を深めるため、本制度の積極的な広報活動を行うものとする。

婦 発 第 275 号

昭和35年6月11日

各 婦 人 少 年 室 長 殿

労働省婦人少年局長

年少労働者の福祉増進実施状況報告について（通達）

今般公文書の左横書実施に伴ない、標記「年少労働者の福祉増進実施状況報告」様式を、この際別紙のとおりに改正したので、下記事項及び別添記載事例

参照の上これが報告に遺憾なきよう留意されたい。

記

1. 本報告書の提出期日は、従来通り各4半期分を翌月15日までに本省あて提出すること。
2. 本報告書用紙は本省より配布したものをうい、不足する場合は請求すること。
3. 本報告書の記入に当つては次の事項に留意すること。
 - (1) 「福祉増進連絡協議会の活動状況概略」については、特に顕著なものについてのみ箇条書きにする。
 - (2) 「福祉増進の動向」については、年少労働者の福祉増進関係全般に関する動向を具体的に記入する。
 - (3) 「年少労働者福祉員の活動状況」については別添記載例の如く、具体的かつ簡明に記入する。
4. 参考資料は別添とし、これに目次を付すること。
(報告様式Ⅰ)

婦 発 第 350 号

昭和35年7月21日

各 婦 人 少 年 室 長 殿

労働省婦人少年局長

年少労働者福祉員活動打合せ会の開催について(通達)

標記の件については、さきに室長会議において指示したところであり、それぞれ配意中のことと思われるが、これが開催については、下記の事項に留意されたい。

1. 地域の選定について

今年度においては、福祉員活動打合せ会は都道府県下主要地域1ないし数地域において開催することとするが、この地域を定めるにあたっては、年少労働者の地域的特質等を考慮して重点的に選定すること。

2. 開催計画について

打合せ会の開催にあたっては、婦人少年室の周知なる計画の下に実施し、事後はそれぞれの地区において、適宜開催して福祉員の業務をすすめるように指導すること。

3. 打合せ会の議題について

打合せ会には実質的に福祉員活動が促進されるような事項を議題として供するようにすること。

4. 打合せ会の進め方について

打合せ会においては、おおよそ下記の順序にしたがい福祉員活動がすすめられるように指導すること。

- (1) 他府県、他地域の福祉員活動好事例を紹介し、福祉員にこの業務に対する認識を得させること。
- (2) 福祉員活動の具体的目標を定めさせること。
- (3) 年少者ならびに雇用主の希望、中小企業団体の意向、ならびに団体所属の事業場の繁閑等をも考慮に入れた目標にもとづく福祉員活動の実施案を個々の福祉員に具体的に作成させること。
- (4) (3)により作成した福祉員活動実施案は、各福祉員所属の団体の役員会等にはかつて意見をきき、その了解をもとめるとともに、場合によっては、2.3.の雇用主の意見をきくなど、実施案内容に検討を加えてその充実をはかるように福祉員を指導すること。

5. その他

- (1) 福祉員活動実施上のあい路を検討し、その打開のために関係官公庁、経営者団体、その他の民間団体等協力機関への連絡を十分にはかること。
- (2) 各都道府県内の他の地域の福祉活動との連絡をはかる必要のあるときは、都道府県単位の打合せ会を開くこと。
- (3) 広報活動について

実施を決定した福祉員活動については、実施前に実施の予告、事後にはその結果報告として、積極的に広報につとめ、労使双方は勿論、関係諸機関および団体、一般社会に広く福祉員活動に対する理解と認識を深めさせるようにつとめること。

6. 福祉員活動状況の把握と報告について

- (1) 年少労働者福祉員活動打合せ会の実施状況については、婦人少年室において常時把握しておくこと。
- (2) 福祉員活動打合せ会の実施状況は、各四半期ごとに提出する「年少労働者の福祉増進実施状況報告」に記入して、その内容を報告すること。

年 労 発 第 3 1 号

昭和35年12月20日

各 婦 人 少 年 室 長 殿

労働省婦人少年局年少労働課長

年少労働者福祉員について（通達）

年少労働者福祉員の設置および、その活動促進については、鋭意努力願っているところでありますが、先般室長会議の際にも指示したとおり、爾後は、下記事項に留意され、本業務の推進をはかられたい。

記

1. 年少労働者福祉員設置の対象となる中小企業団体とは、当面の段階では、主として都市地域における問屋連盟、商店会、同業種の密集している地域の中小企業協同組合等、商業、製造業の団体であるが、その他の団体であつても、労働基準法第8条各号に列挙する業種の団体であれば、設置の対象として差支えない。
2. 従来、福祉員の一団体における設置数は3名程度を原則としていたが、当

該団体の必要に応じて増員するも差支えないこと。

3. 福祉員進達書には、今後必ず団体所属年少労働者数を記載することとし、「所属団体名」欄に余白を設け、()書きすること。

なお、福祉員の氏名、所属団体名等は楷書で明りように記載すること。

年 勞 発第 3 1 号の 2

昭和 3 5 年 1 2 月 2 0 日

東京、大阪、愛知、福岡婦人少年室長 殿

労働省婦人少年局年少労働課長

年少労働者福祉員活動「モデル地区活動状況報告」について

標記報告については、昭和 3 4 年 9 月 2 1 日付婦発第 3 0 4 号をもつて通達したところであるが、昭和 3 5 年第 3. 4 期分報告からは、「年少労働者の福祉増進実施状況」にその活動状況を別記してあわせて報告されたい。

Ⅱ 疑義回答例

1. 〔福祉員のみをもつて福祉増進連絡協議会〕を構成することの可否。

問、年少労働者福祉増進連絡協議会を地域における福祉員のみで構成してよいか。

また福祉員と福祉増進連絡協議会との連けい等について御教示願いたい。
答、連絡協議会の性格は、実施要領にも明記されてあるとおり、福祉員の活動を援助し協力するところにある。

したがって、福祉員1人の力では解決し難い問題にぶつかつた場合、あるいは関係各方面に広く、福祉員の考え等を浸透させたい場合などには、この連絡協議会構成員各々の性格を生かし、利用して、必要な措置、援助を依頼することができる等、協議会が各種機関、団体等の代表者をもつて構成される理由はそこにある。

福祉員がある数設置された場合には、それらのひとびとが活動を進めるための、相互連絡、懇談、あるいは研究などのため、1つの組織を持つことは好ましいことであるが、しかしそれは、実施要領にいうところの連絡協議会とはおのずから性格を異にするものであるから、各々の性格を明確に了解して進められたい。

なお連絡協議会設置の側面的効果として、年少労働者の保護、福祉について、あるいは地域で福祉員が行なう福祉増進活動の実態について、関係機関、団体が十分に理解、把握できるという広報的意義もある。

（昭和34. 2. 17）

2. 〔市会議員等の議席を有する者の福祉員としての適格〕

問、中小企業団体（中小企業指導団体を含む）に所属している者であつて、公職選挙法による市会議員等の議席を有する者は、福祉員として適任であるか。

答、市会議員等の公職にある政治的色彩のあるものは好ましくないが、「年少労働者の福祉増進実施要領」第5項にいう条件に適合するものであれば、

年少労働者福祉員として進達しても差支えない。

（昭和34. 8. 10）

3. 「県中小企業団体中央会における福祉員の設置」

問、県中小企業団体中央会より、3名の福祉員を推せんしてきたが進達してよ
ろしいか。

答、県中小企業団体中央会は県単位の指導団体であり、ここに年少労働者福祉
員を置き、年少労働者の福祉増進のため、具体的な活動を推進することは異
論がない。しかし中央会は組織が大きく、対象が広範囲にわたるため、福祉
員の実質的活動が期待できるかどうか疑問である。

この点が危惧されるので、福祉員制度が名目的にならないよう留意願いた
い。

（昭和34. 9. 4）

4. 「都市、府県単位の団体の福祉員」

問、別記（省略）の者は、支部（下部）組織を持たない市または府単位の団
体にそれぞれ所属するものであるが、福祉員として進達する上に疑義がある
ので、御回答を煩わしたい。

答、大都市、若しくは府県単位の団体で、下部（支部）組織もなく、地域的に
企業が集団化していないところでは、所属年少労働者について、福祉員が実
質的な成果をあげることは困難と思われるので、地域の実情に照らし、そ
の設置について改めて検討されたい。

（昭和34. 9. 21）

5. 「福祉員設置の対象団体について」

○ 中小企業政治連盟

問、中小企業政治連盟を福祉員設置の対象団体とすることは如何。

答、中小企業政治連盟に限らず、単に政治的意図の下に組織された団体と認められるものを、福祉員の設置対象団体とすることは適當ではない。

(昭和 34. 9. 14)

○ 主婦の労務管理研究会

問、主婦の労務管理研究会を福祉員の設置対象団体とすることは如何。

答、主婦の労務管理研究会は中小企業団体とは認められない。

(昭和 34. 9. 19)

○ 建設労働組合

問、今般、下記(省略)建設労働組合、所属の 2 名の福祉員を進達したが、当該組合は純然たる労働者の組合ではなく、また事業主の組合でもない。

建設事業を行なう、4 人未満の労働者を使用している事業主及びその労働者が組合員となつてゐるが、例えば、1 人の大工が一定の期間、2、3 人の労働者を使用して仕事をする場合は、その大工が事業主となり、また反対に他人に使用されて労働者となることもあるという、企業組合的なもので、このような場合は所属団体として如何なるものか。

答、当該組合は本制度の意図する中小企業団体とは認めがたい。

(昭和 35. 1. 23)

○ 働く年少者を激励する会・婦人会

問、「働く年少者を激励する会」及び「婦人会」を福祉員の設置対象団体とすることは如何。

答、設問の如き団体はいづれも中小企業団体とは認められない。

(昭和35. 2. 22)

○ 衣服類縫製協同組合作業所の福祉員

問、〇〇衣服類縫製協同組合経営の3作業所より、別紙のとおり、それぞれ1名の福祉員の設置申請があつたが進達に支障ないか。

答、年少労働者福祉員は中小企業団体に所属し、その団体傘下の年少労働者の福祉増進のために寄与するものであつて、単に1事業場にあつて、その事業場に働く年少者の福祉増進を図るものではなく、上記3名はいづれも作業所の職員であり、これらの作業所は福祉員設置の対象とは認めがたい。

なお上記3名について、〇〇衣服類縫製協同組合における年少労働者福祉員として選任する場合は、その事由(具体的な福祉活動を期待できる事由)を付し改めて進達すること。

(昭和35. 3. 24)

○ 青年団体

問、青年団体等を福祉員の設置対象団体とすることは如何。

答、1福祉員設置の対象は、どこまでも中小企業の団体(中小企業指導団体も含む)であり、従つて、一般の青年団体はおのずから、対象団体となり得ぬことは明かであるが、特殊な場合として、商店会の青年部、あるいは商工会議所内に設置されている青年会議所等について、年少労働者福祉増進の実効を期待し得る場合は、これを設置対象団体としても差支えない。

(昭和35. 3. 24)

○ 共同衛生管理会

問、〇〇市共同衛生管理会を福祉員の設置対象団体とすることは如何。

答、当該衛生管理会は必ずしも、企業主のみで構成するものとは認められないので、福祉員の設置団体として好ましくない。

(昭和35. 3. 30)

○ 労働基準協会

問、地域の労働基準法適用事業場で組織する、労働基準協会を、福祉員の設置対象団体とすることは支障ないか。

答、労働基準協会は必ずしも、中小企業のみを構成員とするものではなく、且つ、構成員の業種が種々異っており、商店会等の如き相互の結び付きも弱いものと解せられるから、実情を検討の上、進達されたい。

(昭和35. 4. 25)

○ 中小企業指導団体

問、昭和34年7月30日付婦発第265号にいう、福祉員の設置を認められる中小企業指導団体とは、如何なるものを指すか。

答、商工会議所、中小企業団体中央会等をいう。

(昭和35. 4. 28)

○ 医 師 会

問、別記（省略）〇〇町医師会では、最近福祉員設置の機運が醸成されつつあるので、対象団体として取扱つてよろしいか。

答、医師会の活動が、診療所（医院）等の見習看護婦等、年少従業員の福祉増進にも及ぶ場合は、福祉員の設置を妨げるものではない。

（昭和 35. 12. 2）

○ 中小企業福祉振興協議会

上記の団体は、本制度が年少労働者福祉員設置の対象として認める 中小企業団体か否か、判断を致しかねるので、その内容について具体的に報告すること。

（昭和 35. 4. 25）

○ 薬 親 会

上記の団体は、医薬品販売店の同業組合と思われるが、性格が不明なので再度調査のうえ、適当と認められる場合はその実体を付記して改めて進達されたい。

（昭和 35. 4. 25）

○ 奉仕会・物産組合

進達された、年少労働者福祉員の、上記団体が、中小企業団体であるか否か、明らかでない。

関係通達を参照の上、再度検討を行い、適当と思われる場合はその実体を付記して改めて進達されたい。

（昭和 35. 3. 21）

○ 百貨店

上記は中小企業団体ではなく、1企業体と判断されるので、福祉員を設置することは好ましくない。
(昭和35.4.25)

○ パー組合

パー等における客に接する業務は、労働基準法第63条によつて、年少者の就業が禁止されているものであるから、上記の団体に福祉員を設置することは適当でない。
(昭和35.4.25)

6.〔福祉員の辞退について〕

〇〇協同組合〇〇福祉員の辞退理由が、同組合、理事長の職の辞任となつているが、年少労働者福祉員は、実施要領にあるとおり、年少労働者の福祉について、深い関心と理解を持ち、実行力に富む者が適任であり、必ずしも団体の役員であることを資格要件とするものではない。福祉員がその団体役員の地位を辞することによつて、その秘度、交替することであつては、福祉員活動の一貫した推進を期することが困難であると思われる。従つて、団体内の実情を十分参酌の上、再検討すること。なお、今後福祉員進達の際はこの点に留意し慎重を期せられたい。
(昭和35.8.16)

Ⅲ、報告様式

年少労働者の福祉増進実施状況報告

昭和 年 月 ～ 月

婦人少年室

内 容	婦人少年室が主催 又は参加したもの	年少労働者福祉員 が行なつたもの
年少労働者福祉員打合せ		
福祉増進懇談会		
働く年少者の集い		
奨励状新規交付数	交 付 累 計 数	福祉員協議会設置数
福祉増進連絡協議会係	新規に発足したもの (名 称)	
	設 置 累 計 数	会議開催数
	活 動 状 況	
(福祉増進の動向)		

(記 載 例)

(年少労働者福祉員の活動状況)			
地 区	実 施 団 体	内 容	
〇 〇 市	〇 〇 商 店 会	(店員の慰安旅行実施) 5月10日 日光見物 参加者 15名 〇〇年少労働者福祉員の企画により費用は全額商店会負担(積立金による)とした。	
〇 〇 市	〇〇 問屋連盟	(健康診断の実施) 〇〇福祉員は保健所と連絡し、〇〇問屋連盟従業員の定期健康診断を実施した。 5月20日 受診者75名 (受診率85%) この結果胸部疾患の要注意が2名発見された。 (医療保障の実施) 上記健康診断の結果〇〇問屋連盟では、長期休職者の療養手当について規則を制定、6月1日から実施する。(別添資料参照)	
〇 〇 市	〇〇 商店街(会)	(事業主の労務管理研究会) 6月1日～5日(5日間) 午後1時～3時 (研究懇談事項) 1. 新入店員の取扱いについて 2. 住込店員の労働時間について 3. 休日の善用について	
〇 〇 市	〇〇 商 店 会	(生活相談の開始)	

〇〇福祉員は、毎月2回の一斉休日を利用して生活相談を開始した。

(5月 10日 25日)
(6月 10日 25日)

(場 所) 〇〇商店会館

現在までに相談を受けたもの

18名

(内 容)

- | | |
|---------------|----|
| 1. 労働条件に関するもの | 12 |
| 2. 学習に関するもの | 3 |
| 3. 生活問題に関するもの | 2 |
| 4. 友人との関係 | 1 |

〇 〇 市 〇〇商工会議所 (映画割引の実施)

市内に働く年少者350名を対象として映画割引の実施。

身分証明書発行 (285通発行)

(別添資料参照)

割引率 一 学割並

対象映画館 B館

(事業主の反響)

休日にほとんどの年少者が映画をみに行っている
ので割引制度はいいことだ。今度は優良映画
を選定しその鑑賞について指導してほしい。

発第 号
昭和 年 月 日

労働大臣 殿

婦人少年室長 印

年少労働者福祉員進達書

下記の者を年少労働者福祉員としてここに進達します。

記

所属団体名	所在地	会員数	年少者数	役職名	氏名	年齢
備考						

第 号
昭和 年 月 日

労働省婦人少年局長殿

婦人少年室長 [印]

年少労働者福祉員辞退報告書

下記の者は年少労働者福祉員を辞退しましたので報告します。

所 属 団 体 名	所 在 地	役 職 名	氏 名	年 令	住 所

年少労働者福祉員奨励状

団体名

所在地

氏

名

右団体における年少労働者福祉員として年少労働者の福祉増進に寄与するよう期待します。

昭和 年 月 日

労働大臣 印

様式(一)

	月別	モデル地区事業計画報告 婦人少年室
	計画事項	
	計画の概要	
	協力機関・その他	
	備考	

様式二

第・四半親モデル地区福祉実施状況報告		月別
		実施事項
		概要及び福祉員活動状況
		参加範囲
		室のはたした役割
		協力機関の役割

